

まちづくり活動支援交付金事業のスケジュール

	令和2年度事業	審査員会	令和3年度事業	備考
2月			広報よなご4月号締切(令和3年度募集)	
3月	報告会の日程調整(5月12日予定) 審査委員会の日程調整(6月3日予定)	3月下旬 ・HP掲載 ・公民館依頼 ・淀江支所依頼 ・ボランティアセンター依頼 ・自治会依頼		
4月	9日 実績報告書締切 報告会の案内通知(4月中旬)	審査委員会の案内通知 資料作成(月末予定) ・HP掲載・会議開催連絡票(報告会)	広報4月号掲載 ほらんていあ情報4月号掲載 4月1日(木) 募集開始 4月28日(水) 募集締切	
5月	事業報告会開催(12日)	審査委員会開催(12日) 議事録作成(1週間程度) ・HP掲載(開催報告) ・HP掲載・会議開催連絡票(審査会) 審査委員会案内通知(5月下旬予定)	内部関係部署への照会 プレゼン案内通知(5月中旬)	
6月		審査委員会開催(3日予定) 資料作成 市長報告	審査委員会開催(3日予定) ・応募団体のプレゼン 対象事業の決定(6月中旬) ・決定通知、交付金支出負担行為 ・HP掲載 ・記者クラブ、広報(決定報告)	事業終了後、実績報告書受理 交付金支払 報告書作成(HP等用)

資料3

米子市まちづくり活動支援交付金の制度改正について

1 改正の趣旨

- 平成18年度に創設した米子市まちづくり活動支援交付金は、近年、予算額に対して申請件数が伸び悩んでいる状況です。
- この状況を踏まえ、市民団体等にとって、申請にあたっての負担感を減らすとともに魅力ある交付金に改善する必要があるため、現状の交付金制度の見直しを図りました。

2 改正のポイント

- 「ちょっとこし活動コース」及び「継続活動コース」の交付金上限額を見直しました。
- 「継続活動コース」について、申請が可能となる期間を見直しました。
- 全てのコースにおいて、事業説明（プレゼンテーション）を、申請団体からの希望制とし、省略することも可としました。（ただし、質疑応答は必ず実施します。）

3 交付金制度の新旧対照表

制度内容	旧	新
交付金額 及び対象	<p>【ちょっとこし活動コース】</p> <p>◆対象経費と同額で、上限 <u>8万円</u></p>	<p>【ちょっとこし活動コース】</p> <p>◆対象経費と同額で、上限 <u>10万円</u></p>
	<p>【がいな活動コース】</p> <p>◆対象経費の3分の2で、上限 30万円</p>	<p>【がいな活動コース】</p> <p>◆対象経費の3分の2で、上限 30万円</p>
	<p>【継続活動コース】</p> <p>◆対象経費の2分の1で、上限 <u>10万円</u></p> <p>◆過去に交付を受けた団体が行う同一・類似事業で、交付を受けた翌年度から <u>3年</u> 以上継続して行っている活動</p>	<p>【継続活動コース】</p> <p>◆対象経費の2分の1で、上限 <u>20万円</u></p> <p>◆過去に交付を受けた団体が行う同一・類似事業で、交付を受けた翌年度から <u>2年</u> 以上継続して行っている活動</p>
事業説明 (プレゼンテーション)	<p>【全コース】</p> <p>◆審査委員会にて、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、採否を審査</p>	<p>【全コース】</p> <p>◆審査委員会にて、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、採否を審査</p> <p>◆ただし、申請団体の希望により、プレゼンテーションを省略し、質疑応答のみとすることも可</p>

【補足】改正点の根拠について

- 「ちょっとこし活動コース」については、他団体の同種補助金の額と同水準となるよう交付金上限額を引き上げました。(8万円⇒10万円)

	鳥取県	鳥取市	倉吉市	境港市
補助率	10/10	10/10	10/10	10/10
上限額	10万円	10万円	10万円	10万円

- 「継続活動コース」については、「がいな活動コース」による事業を実施した後であっても、同規模の事業実施が可能となるよう交付金上限額を引き上げました。(10万円⇒20万円)

また、事業継続の支援強化の観点から、交付を受けた翌年度から「3年以上」継続した活動であることを要件としていましたが、これを「2年以上」に短縮しました。

<イメージ例>

【現行制度】

年度	スケジュール
R2	■市交付金を活用 「ちょっとこし活動コース」又は 「がいな活動コース」で事業実施
R3	
R4	R2の交付金活用事業を <u>3年以上</u> 継続して実施
R5	
R6	■市交付金「継続活動コース」申請可能 ※R2の交付金活用事業をさらに充 実・発展させるものであること。

【改正案】

年度	スケジュール
R2	■市交付金を活用 「ちょっとこし活動コース」又は 「がいな活動コース」で事業実施
R3	
R4	R2の交付金活用事業を <u>2年以上</u> 継続して実施
R5	■市交付金「継続活動コース」申請可能 ※R2の交付金活用事業をさらに充 実・発展させるものであること。
R6	

米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民により構成された住民団体が自主的かつ継続的に行う住みよいまちづくりのための活動を支援するため、予算の範囲内で、米子市まちづくり活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号（次条第1項に規定する対象事業を実施するために新たに設立した団体（以下「新設団体」という。）にあっては、第1号から第3号まで）に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内を拠点に活動するものであること。
- (2) 5人以上の構成員で構成され、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 定款、規約又は会則を有すること。
- (4) 第6条第1項の規定により交付金の申請を行う時点において、1年以上の活動実績を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体となることができない。

- (1) 第10条に規定する交付決定を3回受けたことがある団体
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
- (3) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納している団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業（第5条第1項第3号に規定する額の交付金については、過去に交付金（同項第1号又は第2号に規定する額の交付金に限る。以下この項において同じ。）の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る事業であって、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年以上継続して行われ、かつ、その内容が更に充実し、及び発展したものに限る。）とする。

- (1) 地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する事業
- (2) 地域の特色を生かしたまちづくりに寄与する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくりの進展に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (2) 過去に交付金の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る対象事業と同一の事業（第5条第1項第3号に規定する額の交付金を交付する場合を除く。）
- (3) 対象団体が交付金を受けようとする年度に、対象事業に対して、国若しくは地方公共団体又は公益法人から、その定めるところ（この要綱を除く。）により補助若しくは助成又は委託を受けて行う事業
(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表第1項の表に定めるものとする。

2 別表第1項の表に該当するものであっても、同表第2項各号に定めるものは交付対象経費としてはならない。

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、交付金を受けようとする対象団体が実施する一の年度における対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費に応じ、次の各号に定めるとおり区分する。

- (1) 交付対象経費の額（対象事業の実施に伴う入場料、売上金等の収入（市長が収入として算入する必要がないと認めるものを除く。）がある場合は、交付対象経費の額から当該収入の額を控除して得た額。以下この条において同じ。）に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）
 - (2) 交付対象経費の額の3分の2に相当する額（その額が30万円を超えるときは、30万円）
 - (3) 交付対象経費の額の2分の1に相当する額（その額が20万円を超えるときは、20万円）
- 2 前項の規定にかかわらず、新設団体に交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。
- 3 前2項の規定により算出した交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 対象団体は、交付金の交付を受けようとするときは、市長が定める期間内に、米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) まちづくり活動支援交付金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) まちづくり活動支援交付金事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体の概要調書（別記様式第4号）
- (4) 構成員名簿（別記様式第4号の2）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 対象団体（新設団体を除く。）は、第1項の規定による交付金の交付の申請（以下「交付申請」という。）においては、その実施する対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費を考慮し、前条第1項第1号又は第2号に定める額のいずれの額の交付金の交付を希望するか選択しなければならない。

（交付申請の制限）

第6条の2 交付申請は、一の年度において、一の対象団体につき一の事業に限るものとする。

2 第5条第1項第1号及び第3号に規定する額の交付金に係る交付申請は、一の対象団体において1回に限るものとする。

3 第5条第1項第2号に規定する額の交付金の交付を受けた対象団体は、次年度以降において、同項第1号に規定する額の交付金の交付申請を行うことはできない。

（交付決定）

第7条 市長は、第6条第1項の申請書が提出されたときは、速やかに、交付金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、あらかじめ、第14条第1項の米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会の意見を聞くものとする。

（通知）

第8条 市長は、交付金を交付することを決定したときは米子市まちづくり活動支援交付金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付金を交付しないことを決定したときは米子市まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請を行った対象団体に通知するものとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第11条第1項の市長が定める軽微な変更とは、交付金の交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は交付対象経費の20パーセント以内の減額をいう。

（着手届）

第10条 第7条第1項の規定により交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）にあっては、規則第13条ただし書第4号の規定により、同条に規定する事業着手届の提出は

要しないものとする。ただし、対象事業が建設等工事を伴うものである場合は、この限りでない。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、速やかに、米子市まちづくり活動支援交付金実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) まちづくり活動支援交付金事業報告書（別記様式第8号）
- (2) まちづくり活動支援交付金事業収支決算書（別記様式第9号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(書類の保存)

第12条 交付決定団体は、その実施した対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度間、当該書類及び帳簿その他当該対象事業に関する全ての書類を保存しておかなければならない。

(活動報告等)

第13条 市長は、まちづくり活動を推進するため、交付決定団体の活動内容を周知することに努めるものとする。

2 交付決定団体は、前項の場合においては市長に協力するよう努めるとともに、交付金の交付を受けた対象事業に関する活動内容について、自らも広く公表することに努めるものとする。

(審査委員会の設置)

第14条 第7条第1項の規定による交付金の交付決定に当たり広く市民の意見を求めるため、米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第7条第2項の規定により意見を求められたときは、申請書及びその添付書類の内容を審査し、その結果を、市長に報告するものとする。

3 委員会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委員長の選任)

第15条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の開催)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の交付金（同要綱第1条の交付金をいう。）について適用する。

別表（第4条関係）

1 交付対象経費

区分	主な内容
報償費	外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼、調査研究等に係る報償（交付対象団体の構成員に対するものは除く。）
旅費	講師及び専門家の交通費、宿泊費等に要する経費
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、消耗品等の購入費等
役務費	行事保険料等
委託料	事業の附帯業務を第三者に委託する場合の経費（機械搬入、設営等）
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料等
その他	市長が必要かつ適切と認めたもの（交付対象経費にな

	るか否かについては、個別に経費の内容を審査する。)
--	---------------------------

2 交付対象外経費

- (1) 交付対象団体の事務所を維持する経費
- (2) 交付対象団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 交付団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- (5) 商品券等の購入経費
- (6) 記念品等の購入経費
- (7) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (8) 交付対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (9) その他、交付事業に直接関係ない経費、市長が適切でないと認めた経費等

別記

様式第1号（第6条関係）

米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書

年　月　日

米子市長

様

申請者 団体の所在地

団体名

代表者名

(印)

米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱（平成18年4月1日施行）第6条の規定に基づき、次のとおり、米子市まちづくり活動支援交付金の交付を申請します。

交付年度	年　度
事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業費総額	
対象経費の額	
交付金申請額 (いずれかを選択してください。)	1 対象経費の額に相当する額（上限10万円） 申請額： 円
	2 対象経費の額の3分の2に相当する額（上限30万円） 申請額： 円
	3 対象経費の額の2分の1に相当する額（上限20万円） 申請額： 円
事業の着手・完了 予定年月日	
添付書類	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 事業収支予算書（別記様式第3号） 3 団体の概要調書（別記様式第4号） 4 構成員名簿（別記様式第4号の2） 5 その他（ ）
備考	

（注）任意団体の代表者が団体名及び代表者名を自署する場合は、その押印を省略することができます（法人の場合は、押印が必要です。）。

様式第2号（第6条関係）

まちづくり活動支援交付金事業計画書

事業名			
事業を計画するに至った経緯（※申請事業を行おうとするに至った動機やこれまでの経緯等について記載）			
事業の目的（※申請事業によって何を目指すか記載）			
事業の内容	実施場所		
	事業概要		
	事業実施のスケジュール		
	対象者		
	予定参加数		
	告知方法		
	総事業費	円	交付金額
事業の効果（※申請事業を行うことで、これから何が期待されるかについて記載）			
次年度以降の活動（※次年度以降どのように継続して事業に取り組み、また、活動の成果をどのようにまちづくりに生かしていくかについて記載）			

様式第3号（第6条関係）

まちづくり活動支援交付金事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 訳	備 考
市からの交付金			
自己資金			
事業収入			売上金、入場料等
その他の			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

	科 目	予 算 額	内 訳
交付金対象経費	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	その他の		
	小計		
その他の経費			
	小計		
合 計			

様式第4号（第6条関係）

団体の概要調書

ふりがな			
団体名			
団体所在地			
設立年月日		登記年月日	
代表者氏名		電話	
団体の人数	人	会費	円／1人
連絡責任者		電話	
メールアドレス			
会の目的			
主な活動場所			
主な活動			
米子市まちづくり活動支援交付金 (いずれかに○をしてください。)	ア 交付を受けたことがある	年度	事業名
	イ 交付を受けたことはない		
市税等の滞納 (法人のみ) (いずれかに○をしてください。)	ア 市税等の滞納がある	年度	市税等の名称
		イ 市税等の滞納はない	
添付書類 (添付する書類に○をしてください。)	1 団体の規約、定款又は会則		
	2 団体の事業報告書（前年度）（新設団体にあっては、不要）		
	3 団体の事業計画書（今年度）		
	4 団体の収支決算書（前年度）（新設団体にあっては、不要）		
	5 団体の収支予算書（今年度）		
	6 市税等の納付確認書（法人のみ）		
	7 その他（ ）		

様式第4号の2（第6条関係）

構成員名簿

1 役員

役職	ふりがな 氏名	住所 (市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)	性別	生年月日		
				年	月	日

2 役員以外の構成員

役職	ふりがな 氏名	住所	
		(市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)	

※1 申請者の役員については「役職」・「氏名」・「住所」・「性別」・「生年月日」を、役員以外の構成員については「役職」・「氏名」・「住所」を記入してください。

※2 申請者が米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）第7条の2第4号の規定に該当するか否かを調査するため、申請者の役員について米子警察署に照会する場合がありますので、記入に当たっては、当該役員の同意を得てください。

※3 申請者の役員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的には使用しません。

※4 申請者の役員以外の構成員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するために使用し、この目的以外の目的には使用しません。

様式第5号（第8条関係）

起第 号
年 月 日

様

米子市長

米子市まちづくり活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった米子市まちづくり活動支援交付金については、次のとおり交付することに決定したので、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | |
|--|--|
| 1 交付年度 | 年度 |
| 2 事業の名称 | |
| 3 交付金額 | 円 |
| 4 交付金事業の内容は、 | 年 月 日付け申請のあった米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書（以下「申請書」という。）添付の事業計画書記載のとおりとする。 |
| 5 交付金事業に要する経費の配分は、申請書添付の収支予算書のとおりとする。 | |
| 6 交付金事業の内容が変更された場合における交付金額及び交付金事業に要する経費については、別に通知するところによる。 | |
| 7 交付金事業者等は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱の定めるところに従わなければならない。 | |

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受けた日から20日以内に、文書をもって交付申請の取下げをすることができる。

様式第6号（第8条関係）

起第 号
年 月 日

様

米子市長

米子市まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった米子市まちづくり活動支援交付金については、次のとおり交付しないことに決定したので、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 申請事業名

2 交付金を交付しない理由

米子市まちづくり活動支援交付金実績報告書

年 月 日

米子市長 様

事業者 団体の所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け 起第 号一 で交付決定の通知のあった事業の実績について、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 交付金の交付決定額 円

2 交付金の精算額 円

3 交付金の既受領額及び受領日 円

第回概算払 (年 月 日受領) 円

第回概算払 (年 月 日受領) 円

第回概算払 (年 月 日受領) 円

4 事業の実施期間

年 月 日 事業着手
年 月 日 事業完了

5 添付書類

(1) 事業報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) その他

様式第8号（第11条関係）

まちづくり活動支援交付金事業報告書

事業名	
事業目的	
事業実施場所	
事業の対象者	
事業概要	
事業効果	
今後の取り組み 次年度以降、どのように継続して事業に取り組み、また、活動の成果をどのように住みよいまちづくりに生かしていくのか、具体的に記載してください。	

(注) 事業実績報告書は、米子市報、ホームページ等で公表することもあります。

様式第9号（第11条関係）

まちづくり活動支援交付金事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考 (積算内訳)
市からの交付金				
自己資金				
事業収入				
その他の				
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考 (積算内訳)
交付金対象経費	報償費				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託料				
	使用料及び賃借料				
	その他の				
小 計					
その他の経費					
	小 計				
合 計					

(注) 交付金対象経費の支出には、領収書の写しを添付してください。

米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱（平成18年4月1日施行）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定と同様に改正する。

改	正	後	前
(交付対象事業) 第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業（第5条第1項第3号には、規定する額の交付金については、過去に交付金（同項第1号又は第2号に規定する額の交付金に限る。以下この項において同じ。）の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る事業であつて、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して <u>2年</u> 以上継続して行われ、かつ、その内容が更に充実し、及び発展したものに限る。）とする。 (1)～(3) 「省略」 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する事業については、対象事業としない。 (1)・(2) 「省略」 (3) <u>対象団体が交付金を受けようとする年度に、対象事業に対して、国若しくは地方公共団体又は公益法人から、その定めるところ（この要綱を除く。）により補助若しくは助成又は委託を受けて行う事業</u>	(交付対象事業) 第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業（第5条第1項第3号には、規定する額の交付金については、過去に交付金（同項第1号又は第2号に規定する額の交付金に限る。以下この項において同じ。）の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る事業であつて、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して <u>3年</u> 以上継続して行われ、かつ、その内容が更に充実し、及び発展したものに限る。）とする。 (1)～(3) 「省略」 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する事業については、対象事業としない。 (1)・(2) 「省略」 (3) 国若しくは地方公共団体又は公益法人から、その定めるところ（この要綱を除く。）により補助若しくは助成又は委託を受けて行う事業		
(交付金の額) 第5条 交付金の額は、交付金を受けようとする対象団体が実施する一年の年度における対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費に応じ、次の各号に定めるとおり区分する。 (1) 交付対象経費の額（対象事業の実施に伴う入場料、売上金等の収入（市長が収入として算入する必要がないと認めるものと除く。）がある場合は、交付対象経費の額から当該収入の額を	(交付金の額) 第5条 交付金の額は、交付金を受けようとする対象団体が実施する一年の年度における対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費に応じ、次の各号に定めるとおり区分する。 (1) 交付対象経費の額（対象事業の実施に伴う入場料、売上金等の収入（市長が収入として算入する必要がないと認めるものと除く。）がある場合は、交付対象経費の額から当該収入の額を		

控除して得た額。以下この条において同じ。)に相当する額(その額が <u>10万円</u> を超えるときは、 <u>10万円</u>)
(2) [省略]
(3) 交付対象経費の額の2分の1に相当する額(その額が <u>20万円</u> を超えるときは、 <u>20万円</u>)
2 前項の規定にかかわらず、新設団体に交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額(その額が <u>10万円</u> を超えるときは、 <u>10万円</u>)とする。

控除して得た額。以下この条において同じ。)に相当する額(その額が <u>8万円</u> を超えるときは、 <u>8万円</u>)
(2) [省略]
(3) 交付対象経費の額の2分の1に相当する額(その額が <u>10万円</u> を超えるときは、 <u>10万円</u>)
2 前項の規定にかかわらず、新設団体に交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額(その額が <u>8万円</u> を超えるときは、 <u>8万円</u>)とする。
3 [省略]

別記
様式第1号（第6条関係）

米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書	
年 月 日	年 月 日
米子市長 様	申請者 団体の所在地 団 体 名 代 表 者 名 (印)
米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱（平成18年4月1日施行）第6条の規定に基づき、 次のとおり、米子市まちづくり活動支援交付金の交付を申請します。	
交 付 年 度	交 付 年 度
事 業 の 名 称	事 業 の 名 称
事業の目的及び内容	
事 業 費 總 額	事 業 費 總 額
対 象 費 額 の 額	対 象 費 額 の 額
1 対象経費の額に相当する額（上限10万円） 申請額： 円	
2 対象経費の額の3分の2に相当する額（上限30万円） 申請額： 円	
3 対象経費の額の2分の1に相当する額（上限20万円） 申請額： 円	
事業の着手・完了 予定年月日	
添 付 書 類	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 事業収支予算書（別記様式第3号） 3 団体の概要調書（別記様式第4号） 4 構成員名簿（別記様式第4号の2） 5 その他（ ）
備 考	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 事業収支予算書（別記様式第3号） 3 团体の概要調書（別記様式第4号） 4 構成員名簿（別記様式第4号の2） 5 その他（ ）

（注）任意団体の代表者が団体名及び代表者名を自署する場合は、その押印を省略することができます（法人の場合、押印が必要です。）。

【新設】

別記
様式第1号（第6条関係）

米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書	
年 月 日	年 月 日
米子市長 様	申請者 団体の所在地 団 体 名 代 表 者 名 (印)
米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱（平成18年4月1日施行）第6条の規定に基づき、 次のとおり、米子市まちづくり活動支援交付金の交付を申請します。	
交 付 年 度	交 付 年 度
事 業 の 名 称	事 業 の 名 称
事業の目的及び内容	
事 業 費 總 額	事 業 費 總 額
対 象 費 額 の 額	対 象 費 額 の 額
1 対象経費の額に相当する額（上限8万円） 申請額： 円	
2 対象経費の額の3分の2に相当する額（上限30万円） 申請額： 円	
3 対象経費の額の2分の1に相当する額（上限10万円） 申請額： 円	
事業の着手・完了 予定年月日	
添 付 書 類	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 事業収支予算書（別記様式第3号） 3 団体の概要調書（別記様式第4号） 4 構成員名簿（別記様式第4号の2） 5 その他（ ）
備 考	

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

団体の概要調書

ふりがな	
団体名	
団体所在地 設立年月日	登記年月日
代表者氏名	電話
団体の人数	会員 人
連絡責任者	電話
メールアドレス	

団体の概要調書

ふりがな	
団体名	
団体所在地 設立年月日	登記年月日
代表者氏名	電話
団体の人数	会員 人
連絡責任者	電話
メールアドレス	[新設]
会の目的	
主な活動場所	
主な活動	
米子市まちづくり活動支援交付金 (いすれかに○をしでください)	交付を受けたことがある ア 交付を受けたことはない
市税等の滞納 (法人のみ) (いすれかに○をしでください)	ア 市税等の滞納がある イ 交付を受けたことはない
市税等の滞納 (法人のみ) (いすれかに○をしでください)	ア 市税等の滞納がある イ 交付を受けたことはない
添付書類 (添付する書類 に○をしてください。)	1 団体の規約、定款又は会則 2 団体の事業報告書(前年度)(新設団体にあっては、不要) 3 団体の事業計画書(今年度) 4 団体の収支予算書(前年度)(新設団体にあっては、不要) 5 団体の収支決算書(今年度) 6 市税等の納付確認書(法人のみ) 7 その他()
添付書類 (添付する書類 に○をしてください。)	1 団体の規約、定款又は会則 2 団体の事業計画書(前年度、今年度)(新設団体にあっては、前年度は不要) 3 団体の収支予算書(前年度、今年度)新設団体にあっては、前年度は不要) 4 市税等の納付確認書(法人のみ) 5 その他()

備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。

別記様式第4号の2を次のように改める。

様式第4号の2（第6条関係）

構成員名簿

1 役員

役職	ふりがな 氏名	住所 (市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)	性別	生年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

2 役員以外の構成員

役職	ふりがな 氏名	住所 (市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)

※1 申請者の役員については「役職」・「氏名」・「住所」・「性別」・「生年月日」を、役員以外の構成員については「役職」・「氏名」・「住所」を記入してください。

※2 申請者が米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）第7条の2第4号の規定に該当するか否かを調査するため、申請者の役員について米子警察署に照会する場合がありますので、記入に当たっては、当該役員の同意を得てください。

※3 申請者の役員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的には使用しません。

※4 申請者の役員以外の構成員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するために使用し、この目的以外の目的には使用しません。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改		正		前	
後	後	改	正	前	前
様式第7号（第11条関係）					
米子市まちづくり活動支援交付金実績報告書					
年　月　日					
米子市長					
様					
事業者　団体の所在地					
団体名					
代表者名					
[削除]					
年　月　日　　起第　　号—　　で交付決定の通知のあった事業					
の実績について、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第11条の規定により、					
次のとおり報告します。					
記					
1 交付金の交付決定額　　円　　円					
2 交付金の精算額　　円　　円					
3 交付金の既受領額及び受領日　　年　月　日受領　　年　月　日受領　　年　月　日受領					
第1回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領					
第2回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領					
第3回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領					
4 事業の実施期間　　年　月　日　　事業着手　　年　月　日　　事業完了					
5 添付書類　　(1) 事業報告書（様式第8号）　　(2) 収支決算書（様式第9号）　　(3) その他					
年　月　日　　事業着手　　年　月　日　　事業完了					

事業者　団体の所在地

団体名

代表者名

年　月　日　　起第　　号—　　で交付決定の通知のあった事業
の実績について、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第11条の規定により、
次のとおり報告します。

記

1 交付金の交付決定額

2 交付金の精算額

3 交付金の既受領額及び受領日
　　第1回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領
　　第2回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領
　　第3回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領

4 事業の実施期間

年　月　日　　事業着手　　年　月　日　　事業完了

5 添付書類
(1) 事業報告書（様式第8号）
(2) 収支決算書（様式第9号）
(3) その他

1 交付金の交付決定額

2 交付金の精算額

3 交付金の既受領額及び受領日
　　第1回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領
　　第2回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領
　　第3回概算払　　(　　年　月　日受領)　　年　月　日受領　　年　月　日受領

4 事業の実施期間

年　月　日　　事業着手　　年　月　日　　事業完了

5 添付書類
(1) 事業報告書（様式第8号）
(2) 収支決算書（様式第9号）
(3) その他

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱の規定は、令和3年度以降の年度分の交付金（同要綱第1条の交付金をいう。）について適用する。

米子市まちづくり活動支援交付金事業審査取扱い基準

令和3年4月 日
米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会決定

(趣旨)

第1 米子市まちづくり活動支援交付金要綱（以下「交付要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、応募のあった市民提案事業の審査等について、必要な事項を定めるものとします。

(書類審査)

- 第2 提出された応募書類については、予め地域振興課（以下「事務局」という。）で書類審査を行います。
- 2 書類審査では、交付要綱に規定する書類及び次の各号に掲げる応募関係の各要件（以下「応募要件等」という。）の確認をします。
 - (1) 交付団体に該当するか（交付要綱第2条関係）
 - (2) 交付対象事業に該当するか（交付要綱第3条関係）
 - (3) 交付金の交付の対象となる経費か（交付要綱第4条関係）
- 3 書類審査では、次の各号に掲げることができますとします。
 - (1) 簡易な訂正是、その場で申請者（代理者含む）ができるものとします。
 - (2) 市の財源など他の補助金を受けているかどうかなどについて確認するため、関係部署への調査を必要に応じて行う場合があります。
 - (3) その他、応募要件等の確認に必要な範囲で聞き取り調査等を行います。
- 4 書類審査により、応募要件等を満たしていないことが明確に確認できたときには、本審査は受けられません。
- 5 事務局は、書類審査による結果報告書を作成し、審査委員会に提出します。

(本審査)

- 第3 本審査は、交付要綱で規定する、米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。
- 2 本審査は、交付金の種類に分けて行います。
- 3 申請書を提出した市民活動団体に所属する委員は、当該事業の審査から外れるものとします。

(本審査の方法)

- 第4 委員は、ヒアリングの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行います。
- 2 ヒアリングでは、委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。
- 3 申請者は、希望により、予備審査とヒアリングとの間にプレゼンテーションを行い、事業についての説明発表をすることができるものとします。これは、原則公開で行います。
- 4 委員は、申請された事業ごとに下記の項目・方法により審査を行います。審査は、各委員が申請事業ごとに審査評価表（様式1、2、3）に評価を記載します。採点は3段階評価とします。

【項目】

- ①組織の状況と効果
- ②事業内容の妥当性と効果
- ③交付金の財源的効果

【評価内容】

交付金の種類で区別する。様式1、2、3に定める。

【3段階評価】

区分	評価
「評価できる」または「そう思う」	3
「普通」または「どちらともいえない」	2
「評価できない」または「そうは思わない」	1

5 判定について

- (1) 審査結果の集計前に、委員相互の意見交換を行い、各委員は、採点の再チェックを行います。
- (2) 事業ごとに、各委員の評価を集計します。(様式4)
- (3) 各委員の総合点を集計し、申請事業全体の順位付けをします。(様式5)
- (4) 「公益性」について委員の半数以上が「1」と評価した場合には、不採用とします。
- (5) いずれかの項目において、「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、採用について、委員で協議の上、決定します。
- (6) 継続活動コースで拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定します。
(拡大・拡充とは、対象人数、対象エリアの拡大、事業内容の充実など)

(審査結果の報告)

第5 審査委員会は、審査終了後、速やかに審査の結果を、書面により市長に報告するものとします。

(審査結果の通知)

第6 市長は、第5により審査委員会から報告を受けた後、速やかに審査の結果を、書面により申請者に通知します。

米子市まちづくり活動支援交付金事業審査取扱い基準の一部改正について

米子市まちづくり活動支援交付金事業審査取扱い基準の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(本審査の方法)	(本審査の方法)				
第4 委員は、ヒアリングの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行います。	第4 委員は、公開プレゼンテーションの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行います。		第4 委員は、公開プレゼンテーションの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行います。	第4 委員は、公開プレゼンテーションの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行います。	
2 ヒアリングでは、委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。	2 公開プレゼンテーションでは、申請者が事業についての説明発表を行います。委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。		2 公開プレゼンテーションでは、申請者が事業についての説明発表を行います。委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。	2 公開プレゼンテーションでは、申請者が事業についての説明発表を行います。委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。	
3 申請者は、希望により、予備審査とヒアリングとの間にプレゼンテーションを行い、事業についての説明発表をすることができるものとします。これは、原則公開で行います。	3 [新設]		3 [新設]	3 [新設]	
4 「省略」	4 「省略」		4 判定について	4 判定について	
5 判定について			(1) 審査結果の集計前に、委員相互の意見交換を行い、各委員は、採点の再チェックを行います。	(1) 審査結果の集計前に、委員相互の意見交換を行い、各委員は、採点の再チェックを行います。	
			(2)～(5) 「省略」	(2)～(5) 「省略」	
			(6) 継続活動コースで拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定します。	(6) 継続活動コースで拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定する。	
			(拡大・拡充とは、対象人数、対象エリアの拡大、事業内容の充実など)	(拡大・拡充とは、対象人数、対象エリアの拡大、事業内容の充実など)	
(審査結果の通知)	(審査結果の通知)				
第6 市長は、第5により審査委員会から報告を受けた後、速やかに審査の結果を、書面により申請者に通知します。	第6 市長は、第5により審査委員会から報告を受けた後、速やかに審査の結果を、書面により申請者に通知します。				

樣式 4

泰國評審委員會（泰計委）

まちづくり活動支援交付金事業別審査評価表(集計表)

まちづくり活動支援交付金

活動コース	団体名:	評価項目					合計点
		委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	
組織の状況と効果	1 自主性						
	2 独立性						
	3 公益性※						
	4 開放性						
	5 繼続性						
	6 財務管理						
合計点							
事業内容の妥当性と効果	1 自主性						
	2 目的						
	3 公益性※						
	4 必要性						
	5 開放性						
	6 事業の効果						
	7 計画性						
	8 波及性						
	9 発展性						
合計点							
交付金の財源の効果	1 認識						
	2 工夫						
	3 必要性						
	4 予算						
	5 自己資金						
合計点							
総合点							

※各種活動コースのみ

[新設]

様式8

まちづくり活動支援交付金事業（継続活動コース）個別審査評価表

団体名

事業名

まちづくり活動支援交付金事業（継続活動コース）個別審査評価表

団体名

事業名

評価項目	評価内容	合計点 /24	うち評価 「1」の数 /8	評価項目	評価内容	合計点 /24	うち評価 「1」の数 /8
自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している			自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している		
組織独立性	組織運営が明確になっている			組織独立性	組織運営が明確になっている		
公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している			公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している		
開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である			開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である		
効果と効率	活動の継続が見込まれる			効果と効率	活動の継続が見込まれる		
継続性	財務管理がしっかりとされている			継続性	財務管理がしっかりとされている		
財務管理	財務管理がしっかりとされている			財務管理	財務管理がしっかりとされている		
自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である			自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である		
目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する			目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する		
事業内容の妥当性と効果	市民の役にたつ事業である			事業内容の妥当性と効果	市民の役にたつ事業である		
公益性※②	まちづくりに大きく貢献できる企画である			公益性※②	まちづくりに大きく貢献できる企画である		
必要性	誰でも参加ができる事業である			必要性	誰でも参加ができる事業である		
開放性	誰でも参加ができる事業である			開放性	誰でも参加ができる事業である		
事業の効果と効率	事業の効果が特定の者に限定されていない			事業の効果と効率	事業の効果が特定の者に限定されていない		
計画性	事業内容、実施計画が適切である			計画性	事業内容、実施計画が適切である		
波及性	広域的なまちづくり活動への波及効果である			波及性	広域的なまちづくり活動への波及効果である		
発展性	今後の活動の発展にむけての具体的な計画がある			発展性	今後の活動の発展にむけての具体的な計画がある		
認議	税金（交付金）で実施する事業という認識がある			認議	税金（交付金）で実施する事業という認識がある		
交付金の財政的効果	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる			交付金の財政的効果	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる		
工具の必要性	必要最小限の経費として補助が必要である			工具の必要性	必要最小限の経費として補助が必要である		
予算	適切な積算根拠で予算計上している			予算	適切な積算根拠で予算計上している		
自己資金	自己資金があり、2分の1以上の自己負担が可能である			自己資金	自己資金があり、2分の1以上の自己負担が可能である		
		総合点	/480			総合点	/480

[新設]

評価項目	評価内容	チエックのない数 /8
拡大・拡充	事業を充実、発展させるものである	/8

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。
※いずれかの項目において、「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

※拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定する。
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。
※いずれかの項目において、「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

[新設]

この基準は、令和3年4月 日から施行する。

まちづくり活動支援交付金事業（ちょっとこし活動コース）個別審査評価表

団体名 _____ 事業名 _____ (委員名：)

審査項目	評価項目	評価内容	評価できない	普通	評価できる
組織の状況と効果	経歴	<input type="checkbox"/> 設立1年未満の新しい団体 <input type="checkbox"/> 1年以上の活動実績がある団体			
	自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している	1	2	3
	独立性	組織運営が明確になっている	1	2	3
	公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している	1	2	3
	開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である	1	2	3
	継続性	活動の継続が見込まれる	1	2	3
	財務管理	財務管理がしっかりしている	1	2	3
事業内容の妥当性と効果	自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である	1	2	3
	目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する	1	2	3
	公益性※②	市民の役にたつ事業である	1	2	3
	必要性	多くの人に理解や共感を得られる企画である	1	2	3
	開放性	誰でも参加ができる事業である	1	2	3
	事業の効果	事業の効果が特定の者に限定されていない	1	2	3
	計画性	実施体制は整っている	1	2	3
	波及性	地域まちづくり活動への波及効果がある	1	2	3
	発展性	今後の活動の発展にむけての視点をもっている	1	2	3

審査項目	評価項目	審査内容	そうない	どうちらともいえない	そういうふうに思う
交付金の財源的効果	認識	税金（交付金）で実施する事業という認識がある	1	2	3
	工夫	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる	1	2	3
	必要性	必要最小限の経費として補助が必要である	1	2	3
	予算	適切な積算根拠で予算計上している	1	2	3
	自己資金	自己資金がないため全額補助が必要である	1	2	3

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。

※ いずれかの項目において「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

まちづくり活動支援交付金事業（がいな活動コース）個別審査評価表

団体名 _____ 事業名 _____ (委員名： _____)

審査項目	評価項目	評価内容	評価できない	普通	評価できる
組織の状況と効果	経歴	<input type="checkbox"/> 設立1年未満の新しい団体 <input type="checkbox"/> 1年以上の活動実績がある団体			
	自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している	1	2	3
	独立性	組織運営が明確になっている	1	2	3
	公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している	1	2	3
	開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である	1	2	3
	継続性	活動の継続が見込まれる	1	2	3
事業内容の妥当性と効果	財務管理	財務管理がしっかりしている	1	2	3
	自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である	1	2	3
	目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する	1	2	3
	公益性※②	市民の役にたつ事業である	1	2	3
	必要性	まちづくりに大きく貢献できる企画である	1	2	3
	開放性	誰でも参加ができる事業である	1	2	3
	事業の効果	事業の効果が特定の者に限定されていない	1	2	3
	計画性	事業内容、実施計画が適切である	1	2	3
	波及性	広域的なまちづくり活動への波及効果がある	1	2	3
	発展性	今後の活動の発展にむけての具体的な計画がある	1	2	3

審査項目	評価項目	審査内容	そうはない	どちらともいえない	そう思う
交付金の財源的効果	認識	税金（交付金）で実施する事業という認識がある	1	2	3
	工夫	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる	1	2	3
	必要性	必要最小限の経費として補助が必要である	1	2	3
	予算	適切な積算根拠で予算計上している。	1	2	3
	自己資金	自己資金があり、3分の1以上の自己負担が可能である	1	2	3

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。

※ いずれかの項目において「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

まちづくり活動支援交付金事業（継続活動コース）個別審査評価表

団体名 _____ 事業名 _____ (委員名：)

審査項目	評価項目	評価内容	評価できない	普通	評価できる
拡大・拡充		□事業を充実、発展させるものである。			
組織の状況と効果	自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している	1	2	3
	独立性	組織運営が明確になっている	1	2	3
	公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している	1	2	3
	開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である	1	2	3
	継続性	活動の継続が見込まれる	1	2	3
	財務管理	財務管理がしっかりしている	1	2	3
事業内容の妥当性と効果	自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である	1	2	3
	目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する	1	2	3
	公益性※②	市民の役にたつ事業である	1	2	3
	必要性	まちづくりに大きく貢献できる企画である	1	2	3
	開放性	誰でも参加ができる事業である	1	2	3
	事業の効果	事業の効果が特定の者に限定されていない	1	2	3
	計画性	事業内容、実施計画が適切である	1	2	3
	波及性	広域的なまちづくり活動への波及効果がある	1	2	3
	発展性	今後の活動の発展にむけての具体的な計画がある	1	2	3

審査項目	評価項目	審査内容	そうない	そうは思わ	いえない	どちらとも	そう思う
交付金の財源的効果	認識	税金（交付金）で実施する事業という認識がある	1	2	3		
	工夫	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる	1	2	3		
	必要性	必要最小限の経費として補助が必要である	1	2	3		
	予算	適切な積算根拠で予算計上している。	1	2	3		
	自己資金	自己資金があり、2分の1以上の自己負担が可能である	1	2	3		

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。

※ いずれかの項目において「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

※ 拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上採用を決定する。

※継続活動コースのみ

まちづくり活動支援交付金 審査評価表(集計表)

樣式5

まちづくり活動支援交付金事業（ちょっとこし活動コース）個別審査評価表

団体名 _____ 事業名 _____

	評価項目	評価内容	合計点 /24	うち評価 「1」の数 /8
組織の状況と効果	自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している		
	独立性	組織運営が明確になっている		
	公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している		
	開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である		
	継続性	活動の継続が見込まれる		
	財務管理	財務管理がしっかりとっている		
事業内容の妥当性と効果	自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である		
	目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する		
	公益性※②	市民の役にたつ事業である		
	必要性	多くの人に理解や共感を得られる企画である		
	開放性	誰でも参加ができる事業である		
	事業の効果	事業の効果が特定の者に限定されていない		
	計画性	実施体制は整っている		
	波及性	地域まちづくり活動への波及効果がある		
	発展性	今後の活動の発展にむけての視点をもっている		
交付金の財政的効果	認識	税金（交付金）で実施する事業という認識がある		
	工夫	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる		
	必要性	必要最小限の経費として補助が必要である		
	予算	適切な積算根拠で予算計上している		
	自己資金	自己資金がないため全額補助が必要である		
総合点			/480	

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。

※ いずれかの項目において「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

まちづくり活動支援交付金事業（がいな活動コース）個別審査評価表

団体名 _____ 事業名 _____

	評価項目	評価内容	合計点 /24	うち評価 「1」の数 /8
組織の状況と効果	自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している		
	独立性	組織運営が明確になっている		
	公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している		
	開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である		
	継続性	活動の継続が見込まれる		
	財務管理	財務管理がしっかりとれている		
事業内容の妥当性と効果	自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である		
	目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する		
	公益性※②	市民の役にたつ事業である		
	必要性	まちづくりに大きく貢献できる企画である		
	開放性	誰でも参加ができる事業である		
	事業の効果	事業の効果が特定の者に限定されていない		
	計画性	事業内容、実施計画が適切である		
	波及性	広域的なまちづくり活動への波及効果である		
	発展性	今後の活動の発展にむけての具体的な計画がある		
交付金の財政的効果	認識	税金（交付金）で実施する事業という認識がある		
	工夫	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる		
	必要性	必要最小限の経費として補助が必要である		
	予算	適切な積算根拠で予算計上している		
	自己資金	自己資金があり、3分の1以上の自己負担が可能である		
総合点			/480	

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。

※ いずれかの項目において「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

まちづくり活動支援交付金事業（継続活動コース）個別審査評価表

団体名 _____ 事業名 _____

	評価項目	評価内容	合計点 /24	うち評価 「1」の数 /8		
組織の状況と効果	自主性	まちづくりのための自主的な活動を目指している				
	独立性	組織運営が明確になっている				
	公益性※①	市民の役にたつ活動を目指している				
	開放性	運営が閉鎖的でなく、開かれた組織である				
	継続性	活動の継続が見込まれる				
	財務管理	財務管理がしっかりとっている				
事業内容の妥当性と効果	自主性	住民が主体となり、自主的に取り組む活動である				
	目的	目的が明確である ①地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する ②地域活性化のための事業 ③まちづくりの進展に寄与する				
	公益性※②	市民の役にたつ事業である				
	必要性	まちづくりに大きく貢献できる企画である				
	開放性	誰でも参加ができる事業である				
	事業の効果	事業の効果が特定の者に限定されていない				
	計画性	事業内容、実施計画が適切である				
	波及性	広域的なまちづくり活動への波及効果である				
	発展性	今後の活動の発展にむけての具体的な計画がある				
	交付金の財政的効果					
交付金の財政的効果	認識	税金（交付金）で実施する事業という認識がある				
	工夫	事業にお金をかけない工夫をした努力がみられる				
	必要性	必要最小限の経費として補助が必要である				
	予算	適切な積算根拠で予算計上している				
	自己資金	自己資金があり、2分の1以上の自己負担が可能である				
総合点			/480			
評価項目	評価内容	チェックのない数				
拡大・拡充	□事業を充実、発展させるものである	/8				

(特記) ※「公益性」について「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、不採用とする。

※いずれかの項目において「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

※「拡大・拡充」の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

米子市まちづくり活動支援交付金事業審査取扱い基準説明事項

令和3年5月 日

(趣旨)

第1 米子市まちづくり活動支援交付金要綱（以下「交付要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、応募のあった市民提案事業の審査等について、必要な事項を定めるものとします。

交付要綱第14条第2項で、審査委員会は市長から意見を求められたときは、申請書及びその添付書類の内容を審査し、その結果を、市長に報告することになっており、応募のあった市民提案事業の審査等について、必要な事項を定める。

(書類審査)

第2 提出された応募書類については、予め地域振興課（以下「事務局」という。）で書類審査を行います。

2 書類審査では、交付要綱に規定する書類及び次の各号に掲げる応募関係の各要件（以下「応募要件等」という。）の確認をします。

- (1) 交付団体に該当するか（交付要綱第2条関係）
- (2) 交付対象事業に該当するか（交付要綱第3条関係）
- (3) 交付金の交付の対象となる経費か（交付要綱第4条関係）

本審査の前段として、申請書類が交付要綱に定める規定と合致するかどうかを予め事務局が審査するための項目である。

- 3 書類審査では、次の各号に掲げることができますとします。
- (1) 簡易な訂正は、その場で申請者（代理者含む）ができるものとします。
 - (2) 市の財源など他の補助金を受けているかどうかなどについて確認するため、関係部署への調査を必要に応じて行う場合があります。
 - (3) その他、応募要件等の確認に必要な範囲で聞き取り調査等を行います。

書類審査で簡易な訂正が生じた場合は、その場で申請者が訂正できるものとし、市の財源など他の補助金を受けているかどうか、関係部署への照会調査をすることができる。この場合の簡易な訂正とは字句の訂正であり、申請金額の訂正については不可とする。

- 4 書類審査により、応募要件等を満たしていないことが明確に確認できたときには、本審査は受けられません。

調査等の結果、本審査を受けることができない場合がある。

- 5 事務局は、書類審査による結果報告書を作成し、審査委員会に提出します。

事務局は、公金を扱う行政の立場として、交付金の使い方について公平な視点で書類を審査し、説明責任を果たすため、審査の結果及び行政としての意見について、報告書を作成する。

(本審査)

第3 本審査は、交付要綱で規定する、米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会
(以下「審査委員会」という。) が行います。

本審査を行う委員会を規定する。

- 2 本審査は、交付金の種類に分けて行います。

交付金は、3種類あり、審査基準を分けてそれぞれに審査を行う。

3 申請書を提出した市民活動団体に所属する委員は、当該事業の審査から外れるものとします。

委員が申請団体に属する場合の審査について規定するもので、該当委員が審査に加わらないことで審査の公平性を保つことを定めたものである。

(本審査の方法)

第4 委員は、ヒアリングの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行う。

委員は、審査委員会の1週間前には、申請者からの提出書類を受け取り、申請書類に基づいて予備審査を行う。

2 ヒアリングでは、委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。

ヒアリングの方法について、委員が申請者に対し、審査項目に沿った質疑応答（5分程度）を行う。これについては、公開で実施することを定める。

3 申請者は、希望により、予備審査とヒアリングとの間にプレゼンテーションを行い、事業についての説明発表をすることができるものとします。これは、原則公開で行います。

申請者が希望する場合、予備審査とヒアリングとの間に、事業内容のPRのため、プレゼンテーション（5分程度）を行うことができる。これについても、公開で実施することを定める。

4 委員は、申請された事業ごとに下記の項目・方法により審査を行います。審査は、各委員が申請事業ごとに審査評価表（様式1、2、3）に評価を記載します。採点は3段階評価とします。

【項目】

- ① 組織の状況と効果
- ② 事業内容の妥当性と効果
- ③ 交付金の財源的効果

【評価内容】

交付金の種類で区別する。様式1、2、3に定める。

【3段階評価】

区分	評価
「評価できる」または「そう思う」	3
「普通」または「どちらともいえない」	2
「評価できない」または「そうは思わない」	1

審査項目は、大きく「組織の状況と効果」「事業内容の妥当性と効果」「交付金の財源的効果」の3項目で、団体の活動実績及び交付金の種類によって、様式1、2、3の項目のとおり評価内容を定めている。それぞれの説明事項をもとに評価内容について総合的に判断し評価をお願いしたい。

審査は、各委員が申請事業ごとに審査評価表（様式1、2、3）に評価を記載する。各項目の評価は3段階評価とする。

（ここまで公開で実施する。）

5 判定について

- (1) 審査結果の集計前に、委員相互の意見交換を行い、各委員は、採点の再チェック

クを行います。

- (2) 事業ごとに、各委員の評価を集計します。(様式4)
- (3) 各委員の総合点を集計し、申請事業全体の順位付けをします。(様式5)
- (4) 「公益性」について委員の半数以上が「1」と評価した場合には、不採用とします。
- (5) いざれかの項目において、「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、採用について、委員で協議の上、決定します。
- (6) 継続活動コースで拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定します。

各委員の評価を集計する前に、評価内容全般について再確認することを目的に、30分程度の意見交換を行うこととする。

事業ごとに評価を集計し、委員ごとに全ての事業に対して合計点を出す。様式4の個別表を使う。審査から外れた委員の点は、その事業の平均点とし、計算する。

各委員の総合点をとりまとめ、申請事業全体の順位付けをする。様式5の集計表を使う。判定は、特記事項の内容を含めて総合的に行うこととする。

特記事項…補助金交付の場合、公益性の判断が重要となる(地方自治法第232条の2)^{*}。

公益性「1」の評価が委員の半数以上を占める場合には、不採用とする。

※ 地方自治法第232条の2…普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

また、いざれかの項目において「1」(評価できない)と評価した委員が半数以上いた場合も本事業の趣旨から勘案し、審査の取り扱いについて協議の上、決定する。

※ 継続活動コースで拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定する。

(拡大・拡充とは、対象人数、対象エリアの拡大、事業内容の充実など)

(審査結果の報告)

第5 審査委員会は、審査終了後、速やかに審査の結果を、書面により市長に報告するものとします。

審査結果の報告について定めたものである。

(審査結果の通知)

第6 市長は、第5により審査委員会から報告を受けた後、速やかに審査の結果を、書面により申請者に通知します。

審査結果報告については、様式6、7、8の個別審査評価表を使う。

米子市まちづくり活動支援交付金

対象事業 大募集！

地域の課題解決や、より良い生活のために取り組むまちづくり事業を支援します！

応募期間

令和3年4月1日（木）から
令和3年4月28日（水）まで

ちよこし活動コース

【コースの対象】

団体の活動実績は問わず、まちづくりに対する熱意にあふれ、継続性のあるもの

【交付金上限】

10万円

増額しました♪

【補助率】

10 / 10

がいな活動コース

【コースの対象】

1年以上の活動実績による活動のさらなる発展や広域的展開などの効果が期待できるもの

【交付金上限】

30万円

【補助率】

2 / 3

継続活動コース

【コースの対象】

過去に交付実績のある団体が行う同一または類似事業で、交付を受けてから2年以上継続している活動をさらに発展させるもの

【交付金上限】

20万円

増額しました♪

【補助率】

1 / 2

申込み方法（申請を希望される場合は、必ず事前に地域振興課にご相談ください）

【申込】 米子市役所地域振興課（本庁舎4階）で直接行ってください。

【申請書類】 地域振興課、淀江支所、米子市ボランティアセンター、市内各公民館にて配布します。米子市ホームページからもダウンロードできます。

【審査方法】 応募締切後、審査委員会を開催し、委員から申請団体に対して質疑応答を行います。なお、申請団体の希望により事業説明（プレゼンテーション）を行うことも可能です。後日、審査委員会の結果を踏まえ、米子市が交付団体を決定します。

応募要件等

- 市内に事務所を有し、かつ、市内を拠点として活動する団体で、5人以上で構成（過半数が市内に在住、通勤・在学）し、会則や規約などがある団体が応募できます。
- ただし、市税を滞納している団体、宗教的活動や政治的活動または営利活動を目的とする団体などは応募できません。
- 事業の実施にあたり、事業に関する広報（チラシ・パンフレット・ホームページ等）、看板などの設置をされる場合には、実施する事業が『米子市まちづくり活動支援交付金活用事業』であることを付記し、交付金事業の広報にも協力していただきます。

対象となる事業等

- 1 地域の困りごとの解決や住みよいまちづくりのために行う事業や地方創生につながる事業
- 2 地域の特色を生かしたまちづくりのために行う事業
- 3 これまでのまちづくり活動を進展させる事業

【対象とならない事業】

- ア 同一年度に、国・県・市及び公益法人から他制度による補助、助成または委託を受けている事業
- イ 政治活動、宗教活動または営利活動を目的とする事業
- ウ 過去に交付金を受けたことがある団体が行う同一または類似する事業（継続活動コース除く）

例えば…

（令和元年度の交付金活用事業の一部をご紹介します。）



自治会員を対象に、防災（地震・津波対策）研修会やセミナーを開催したほか、防災マップを作製して、安心・安全なまちづくりを目指す。

（ちょっこし活動コースを活用）



地域の乳幼児の保護者・家族を対象に、乳幼児の日常に潜む危険について学ぶとともに、赤ちゃん人形を使ったAED講習を行うことにより、健全な子育て環境づくりの一助となることを目指す。
（ちょっこし活動コースを活用）



都会に進学した若者たちに、地元で暮らす魅力を発信し、将来この地を生活の場として選んでもらうことを目指し、キャンペーン広報資料作成、地元の魅力を伝える紙芝居の上演、県外に暮らす子への仕送りに県内企業情報を同梱する事業などを実施する。

（かいな活動コースを活用）

【お問い合わせ】

米子市総合政策部 地域振興課（米子市役所本庁舎4階）

電話 0859-23-5371

電子メール chiikishinkou@city.yonago.lg.jp



詳しくは

米子市 まちづくり活動



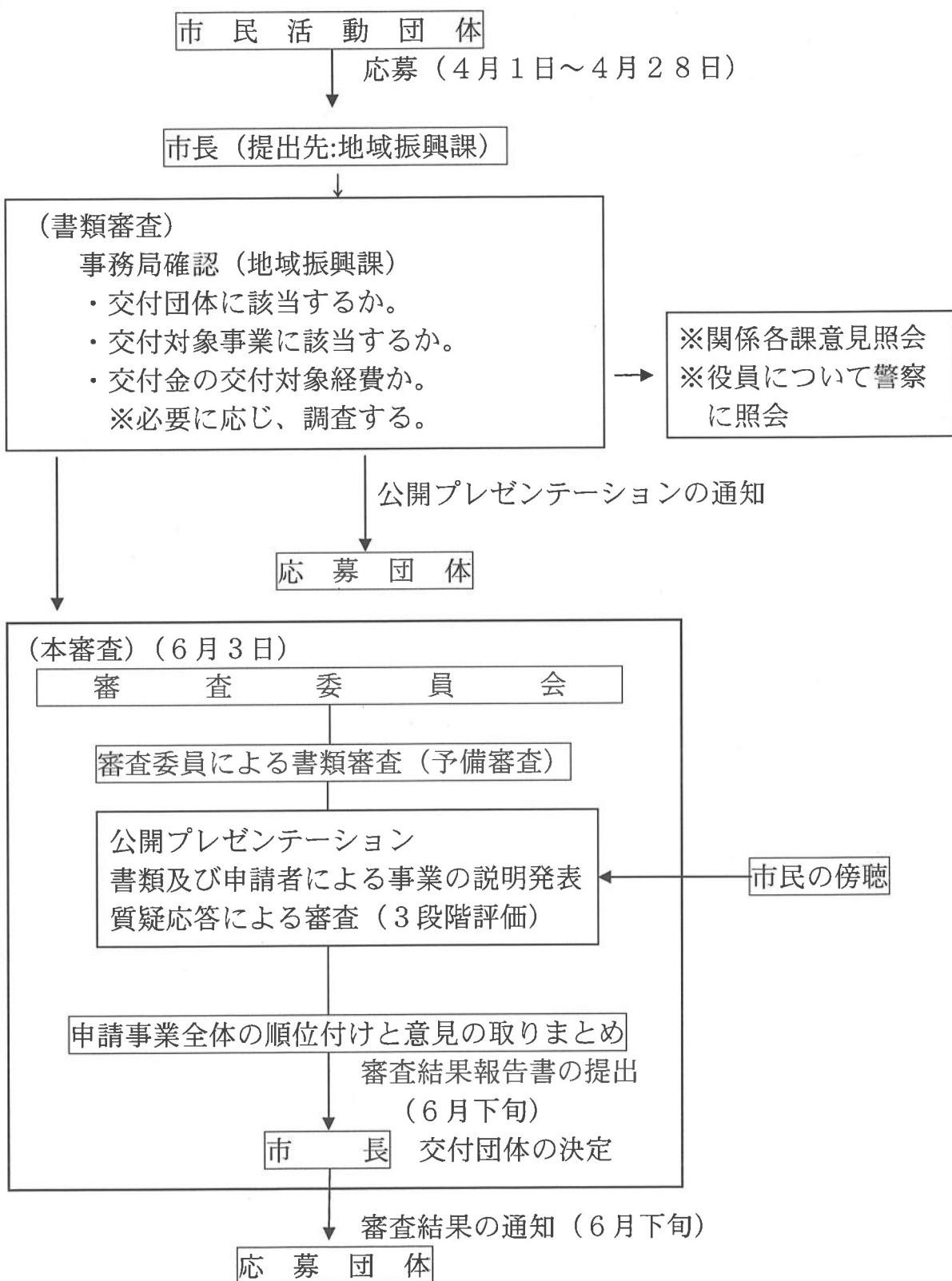
で検索！

またはコチラ



資料5

<まちづくり活動支援交付金の審査フロー>



まちづくり活動支援交付金事業プレゼンテーションの概要 《申請団体への説明内容》

申請された事業は、「米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会」(学識経験者、市民活動団体関係者など)が審査を行い、その結果を基に市長が交付団体を決定いたします。

審査会では、申請書提出団体から事業内容の説明発表を行っていただきますが、発表は次の手順で行います。

1. プrezentationの手順

- ①プレゼンテーションの順番は、原則として活動コースごとに申請書を事務局（地域振興課）に提出された順番とします。
- ②プレゼンテーションは、原則公開で行います。
- ③申請書提出団体から事業内容について、6分以内で発表してください。
※5分経過時点で、事務局が合図します。発表のまとめにはいってください。
- ④発表のあと審査委員から質問することがありますので、簡潔に回答してください。
質疑の時間は、概ね7分とします。
- ⑤1団体の所要時間は、審査委員が評価表をまとめる時間も含め、概ね20分とします。
- ⑥発表者の人数は問いません。
- ⑦発表終了後は、お帰りになんでもかまいません。
- ⑧後日、市長が交付団体を決定し、応募団体にその結果をお知らせします。
(6月下旬の予定。後日、皆様にご連絡します。)

2. プrezentationの開催日と場所

期日： 令和3年6月3日（木）

場所： 米子市立図書館 2階 多目的研修室

※各団体の審査開始予定時間などについては、別紙〈申請事業一覧及びプレゼンテーションスケジュール〉でご確認ください。

※審査開始予定時間の15分前までに会場受付までお出かけください。発表の準備が整いましたら係員がお迎えに上がりますので、それまでは受付付近にてお待ちください。

※駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。駐車券無料化の手続をさせていただきます。

3. その他

- ①プレゼンテーションの資料は、申請いただいた書類一式（白黒のコピー）となります。事務局で準備し、事前に審査委員の皆さんにお渡ししますので、発表者の方で準備される必要はありません。
その他にプレゼンテーション用の資料を独自に準備される場合には、発表者の方でご準備いただき、前日までに18部を担当までご持参ください。
- ②パワーポイントを使用してのプレゼンテーションも可能です。その場合には、前日までに、下記の担当まで事前にデータをお渡しください。
- ③発表の様子を写真に撮らせていただきます。原則、記録用ですが、ホームページ等に掲載する場合がありますのでご了承ください。なお、写真掲載に同意していただけない場合には、事務局にお知らせください。

ご不明な点は、米子市役所 地域振興課へお問い合わせください。
電話：23-5373（担当者：景山・山内）